

旭川市火入れに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の規定に基づく火入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入れ予定期間」という。）の初日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに電話番号
- (2) 火入れをする土地（以下「火入れ地」という。）の所在地、所有者の氏名、地種区分、所有区分及び面積
- (3) 火入れの目的及び火入れ予定期間
- (4) 火入れ地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入れ責任者」という。）の氏名
- (5) 火入れの作業に従事する者（以下「火入れ従事者」という。）の人数
- (6) 森林等の近接状況
- (7) 防火体制

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可)

第3条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合において、次の各号の全てに該当するときは、申請者に許可証を交付するものとする。

- (1) 火入れの目的が法第21条第2項各号のいずれかに該当すること。
- (2) 火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めたときは、条件を付することができる。

3 火入れの許可の期間は、一団の土地につき6日以内とする。

4 火入れの許可の面積は、一団の土地につき3ヘクタール以内とする。ただし、火入れ地を3ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れをし、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行うときは、この限りでない。

(指示)

第4条 市長は、火入れの許可をした後において、延焼その他危害の発生のおそれがあると認めるときは、火入れの中止又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(火入れの通知)

第5条 火入れの許可を受けた者(以下「火入れ者」という。)は、火入れ(区画をして火入れをする場合にあつては、当該区画ごとの火入れ)を行う日の前日までに、火入れに着手する場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(火入れ責任者)

第6条 火入れ責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督をしなければならない。

2 火入れ責任者は、火入れをするときは、第3条第1項の許可証を携帯しなければならない。

3 火入れ責任者は、次条に定める防火の設備及び第8条に定める火入れ従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況の異状が認められないことを確認した後でなければ、火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第7条 火入れ責任者は、火入れ地の周囲に幅10メートル以上(火入れ地が傾斜地であるときの上側又は風勢のあるときの風下に当たる部分については、20メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 火入れ地に隣接する河川、湖沼、堰(せき)等が前項の防火帯と同等の効果を有すると認められるときは、その設置を省略することができる。

(火入れ従事者)

第8条 火入れ者は、火入れをするときは、1団地(当該火入れ地を複数に区画して順次火入れをする場合は、1区画)の火入れ地につき、面積1ヘクタールまでごとに10人以上の火入れ従事者を配置しなければならない。

2 火入れ者は、消火に必要な器具を火入れ従事者に携行させなければならない。

3 火入れ責任者は、火入れをした土地の火が完全に消えたことを確認した後でなければ、火入れ従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第9条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日において、できる限り小さな区画ごとに、風下からしなければならぬ。ただし、火入れ地が傾斜地であるときは、上方から下方に向かってしなければならぬ。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならぬ。

(火入れの中止)

第10条 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報、暴風警報若しくは暴風特別警報（次項において「気象注意報等」という。）が発表され、又は火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報（次項において「火災警報等」という。）が発せられたときには、火入れを行ってはならぬ。

2 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は気象注意報等が発せられ、若しくは火災警報等が発せられたときは、速やかに消火しなければならぬ。

(緊急連絡体制の確保)

第11条 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れをするときは、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならぬ。

(消防長への通知等)

第12条 市長は、火入れの許可をしたときは、消防長にその旨を通知するものとする。

2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、その職員を火入れ地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、その職員を火入れに立ち合わせるができる。

4 前項の場合において、火入れ者、火入れ責任者及び火入れ従事者は、立ち会った職員の指示に従わなければならない。

(許可の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、火入れの許可を取り消すことができる。

(1) 法、この条例その他法令に違反したとき。

(2) 許可の条件又は第4条若しくは前条第4項の指示に従わないとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旭川市火入れに関する条例の規定は、施行日以後に行われる火入れについて適用し、施行日前に行われる火入れについては、なお従前の例による。